

### 【ア行】

#### アスベスト

石綿のこと。天然にできた鉱物繊維で、引張強度、不燃性、耐熱性、電気絶縁性、耐薬品性、耐磨耗性、親和性などの面で優れた特性を有し、安価で軽量である。用途は3,000種におよび、約20万トン（平成6年）使用されているが、その9割が建材製品である。肺内に吸い込んだ場合は、15～40年の潜伏期間を経て肺がんや悪性中皮腫などを引き起こす恐れがある。

#### 一時預かり

在宅で育児をしている保育者が、断続的な就労、急な傷病や通院、学校行事への参加などの理由により、一時的に育児が困難となる場合に、一時的に子供を預かり保育を実施するシステム。市町村の特別保育事業の一環として実施される場合や無認可保育園による時間預かりなどもある。保育者の子育てと就労の両立を支援する取組みである。

#### オープンスペース

公園、緑地、広場、河川、農地など、建築物によって覆われていない土地や敷地内の空地の総称。交流スペースとしての機能、延焼防止や災害時避難スペースとしての機能等を持つ。

### 【カ行】

#### 環境共生住宅

自然への負荷・負担を少なくする、その地の環境のあり様を住宅の室内環境や維持管理に活かすなど、環境問題に配慮し、環境との共生・両立を重視した住宅。

#### 狭隘道路

細街路

#### 協調建替え

複数の地権者（土地所有者など）が、それぞれの敷地で建物の一体性や連続性に配慮しつつ建替えを行うこと。

#### 共同建替え

複数の隣り合った地権者（土地所有者など）が、住環境の向上や土地の有効利用のためにそれぞれの敷地を一体的に使用し、共同の建築物に建替えること。

## 居住福祉

居住福祉を扱った全国初の条例である「高浜市居住福祉のまちづくり条例」では、【居住を取り巻く「人のつながり」や「そこから形成されるコミュニティ」また、「まちを形成する小売店舗といった施設」など、あらゆる居住に関する資源の活性化と地域社会とのつながりを構築するもの】と定義している。

## グリーン（ブルー）ツーリズム

農村・山村・漁村に滞在して自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在、体験型の旅行。田植えや農産物の収穫などの農作業体験などを行い、民宿や農家などに宿泊し地域の伝統文化や人々との交流を楽しむなど、従来の観光旅行とは異なる。

交流体験

## グループホーム

精神障害者や精神薄弱者が地域内の住宅施設で支援者や世話人による食事や家事のサービスの提供を受けながら共同生活すること、またその住宅施設を言う。現在は公営住宅でも可能となっている。なお、明確に定義されていないが、非痴呆の人たちのグループリビングや痴呆かどうかを問わない高齢者のグループホームを「グループハウス」と言うことがある。（参考：日本建築学会機関誌建築雑誌 2000 年 10 月号）

## 景観条例

景観づくりの基本理念や目標、具体的なまちづくりの誘導や市民の意見の反映などに関し、必要な手続きや方策を制度的にまとめる条例。県内では石川県、金沢市、小松市、加賀市などで制定されている。

## 景観法

我が国で初めての景観に関する総合的な法律。身近なまちなみ景観から、田園景観、集落景観、自然景観など、良好な景観を守り、育て、創出していくことを目的としている。

## 建築協定

建築基準法によって定められた民法上の協定（契約）で、住環境や商業地の利便性を確保することなどを目的に、地権者などが建築物や工作物の位置、構造、用途、形態、意匠などについて基準を定めるもの。県内でも金沢市や白山市（旧松任市）などで多数の実例がある。

## 公営住宅

公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低所得者層に対し地方公共団体が直接建設、借上げまたは買上げにより住宅を供給し、低廉な家賃で賃貸する住宅。収入分位では第 1 から第 4 までの下位 25%を対象としている。

## 公的賃貸住宅（公共賃貸住宅）

地方公共団体や地方住宅供給公社、都市再生機構などの公的機関が供給する賃貸住宅。公営住宅、改良住宅、公社住宅、UR賃貸住宅（旧公団住宅）、特定公共賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、高齢者向優良賃貸住宅など。公的借家、公共借家は同義語。

## 公益施設と公共施設

一般住民の利用を目的として整備される施設をいうが、「公益施設」は主として教育施設、官公庁、医療施設、コミュニティ施設などを指し、「公共施設」は道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路、消防施設などを指す。

## 高齢者居住施設

高齢者が自身の居住ニーズや身体状況に応じて、生活支援サービスを受けながら、集まって自立的に住まう居住の場。

## 高額所得者

公営住宅に引き続き5年以上入居している者で、最近の2年間にわたり引き続き政令で定める基準を超える高額の収入のある者。住宅の明渡義務がある。

収入超過者

## 交流居住

都市住民が都市と田舎に滞在拠点をもち、双方を仕事や余暇で使い分け、地元の人との交流を楽しみながら生活するライフスタイル。

2 地域居住

## 交流体験

都市住民が地元の人と交流しながら、農作業や漁業体験などを体験し楽しむこと。

グリーンツーリズム

## コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団。地域社会。共同体。

## コレクティブハウジング

食事や家事などの生活の一部を共同で行い、かつ食事室や居間、洗濯室などの共用スペースを持つ共同住宅。

## コンペ

設計協議のこと。特定の建築物やまちづくり等において一定の条件の中で優秀な設計や計画案を求めるために、2人以上の競技参加者に提案させて競い合わせることをいう。

プロポーザル

## 【サ行】

### 細街路

概ね、建築基準法第 42 条が定める最低幅員 4m 未満の道路（2 項道路）を指す。狭隘道路ともいう。

2 項道路

### サステナブル

サステナブルとは「維持できる」「持続できる」といった意味。持続可能な建築物や、建築物やまちづくりにおけるそういった考え方のこと。解体・リサイクルが容易なもの、長寿命なものなど。

### 住宅供給公社

地方住宅供給公社法に基づき、居住環境の良好な住宅・宅地等を供給することを目的に、地方公共団体の出資により設立される法人。勤労者向けの積立分譲住宅、一般分譲住宅、賃貸住宅などの住宅建設、利便施設（店舗等）、公益施設、公共施設などの関連施設の建設、土地区画整理事業や新住宅市街地開発事業、市街地再開発事業などの都市整備、宅地造成事業などを行うことができる。

### 収入超過者

公営住宅に引き続き 3 年以上入居していて、かつ、政令で定める基準を超える収入のある者。住宅の明渡努力義務がある。

高額所得者

### 小規模多機能（施設）

「通い」（デイサービス）、「訪問」（ホームヘルプ）、「泊まり」（ショートステイ）、「住む」（入居）などの多様なサービスを連続的に提供する小規模な介護拠点。

（参考：日本住宅協会機関誌『住宅』2004 年 10 月号）

### シックハウス（症候群）

住宅に使用されている仕上げ材、下地材、接着剤などから有害物質が拡散されることで、めまい、頭痛、吐き気、皮膚障害などが起こるとされている。代表的な原因物質はホルムアルデヒドなどである。

### （建築物）ストック

ある 1 時点で現に存在する住宅。

## スケルトン・インフィル

集合住宅などにおいて、スケルトン（骨格部分である柱、はり、床、屋根、基礎などの主要な構造部のこと）とインフィル（間取り、内装、設備など）を分離した方式のこと。スケルトン部分は十分な耐久性や強度を有するように設計し、インフィルは住まい手のライフステージの変化や居住者の入れ替わりに応じて容易に変更できるように設計する。構造体の寿命を長く、内部空間の自由度を高くし、建物全体としての長寿命化を図ることができる。さや管ヘッダー方式を併せて採用することで内部空間の自由度がさらに増す。

## スプロール

本来「虫食い」の意味で、非計画的な開発により、基盤整備を伴わずに拡散的に宅地化が進行すること。

## 【夕行】

### 耐用年数

公営住宅法では、木造と準耐火構造平屋建ては 30 年、準耐火構造 2 階建ては 45 年、耐火構造は 70 年である。

### 地域防災計画

災害対策基本法に基づき地方自治体が策定を義務づけられている計画。災害が発生、または発生するおそれがある場合に、各防災機関の任務を明確にし災害の発生を防止し、また被害の軽減に努めるよう、事前の対策をまとめたもの。

### 地区計画

地区単位の整備目標、土地利用、公共施設、建築物などの整備に関する詳細な計画を関係住民などの意見を聞き市町村が策定する計画。都市計画法と建築基準法によって制度化されている。その種類は地区計画、住宅地高度利用地区計画、再開発地区計画、沿道整備計画、集落地区計画などがある。

### 中間検査

特定行政庁または指定確認検査機関が、指定する建築物の行程の検査を実施する制度。建築途中の建築物に対して、その適法性を確認するとともに、工事監理や施工監理が適切に行われているかを確認するものである。

特定行政庁

## 定期借家制度

「良質な賃貸住宅等の供給の促進に関する特別措置法」に基づく制度で、本法律の成立に伴って「借地借家法」の一部が改正され、従来の正当の事由による更新拒絶・解約の制限のある借家契約のほか、定期借家契約という新たな契約の形が加わった。この借地借家法の一部改正は、平成 12 年 3 月 1 日に施行された。

## 道路位置指定

建築基準法第 42 条 5 項によって築造される道路で、ミニ開発など小規模宅地開発の際に用いられることが多い。民間による開発および管理の道路であるため、権利関係や道路機能の維持の上で問題が多いといわれている。

## 特定行政庁

建築主事(建築確認申請を審査する者)を置き、建築確認など建築行政を所管する行政庁で、建築基準法に基づく是正命令などを行う。石川県内では、現在、県、金沢市、七尾市、小松市であり、また白山市、加賀市は戸建住宅等の小規模な建築物のみ所管する限定特定行政庁である。

中間検査

## 都心居住

都市の利便性、快適性を求め、都心に居住すること。

## 【ナ行】

### 2 項道路

都市計画区域指定以前から建築物が立ち並んでいる幅員 4m未満の道で、特定行政庁が指定により、道路とみなしたもの。

### 2 地域居住

1 世帯で 2 つの住居を持ち、例えば、平日は家族の働き手が勤め先に近い場所で単身で暮らし、週町は郊外の自宅で家族とともに過ごすような居住形態。なお、住居が複数の場合は複数地域居住ということもある。

交流居住

## ニュータウン

欧米では、職住近接で生産、消費の諸機能を兼ね備えた新たに建設された都市を指す。日本でいうニュータウンは意味が広義であり、千里ニュータウンのような諸機能を兼ね備えたニュータウンもあるが、中心都市に通勤する勤労者の居住地として整備されたベッドタウンのようなものが多い。石川県内では千代野ニュータウンなどがある。

## 農家住宅

概ね昭和 20 年以前に建てられた農村部や山間地などの住宅では、間取りは地方により地域性があり、一般的にはイロリのある室を中心に居室が田の字型に配置されて、室と室が建具により仕切られている。石川県では農家住宅のタイプとして、加賀 型、加賀 型、能登 型、能登 型、能登 型に分類される。

### 町家

## 【八行】

## 旗ざお宅地

建築基準法では、宅地は道路に 2m 以上接していなければならないが、道路から奥まった宅地の場合は、その宅地から最低 2m 幅で道路まで通路部分を確保する必要がある。このような宅地のことを旗ざお宅地と呼ぶ。

## バリアフリー

高齢者やさまざまな障害を持つ人が、地域の中で不自由なく生活ができるようにするため、社会の中にある物理的、制度的、文化情報面、意識上の障壁など、さまざまな「障壁」(バリア)を取り除くこと。

## バリアフリーチェック

まちや住まいにどういった障壁(バリア)が存在するのかを、さまざまな身体能力をもった人を想定し、その立場に立って観察し発見・確認すること。

## ヒートアイランド

都市独特の局所的な気候特性のことで、郊外に比べて都心部が気温が高くなる現象。

## ファンド

基金のこと。公共の福祉に寄与する活動について広く寄付を募り、その資金を運用し実際の事業を展開する。

## プロポーザル

提案競技のこと。特定の建築物やまちづくり等において、複数の指名された者から書面または口頭による説明を求めて設計者を決めることをいう。図面等を作成するコンペに比べ、事業者の負担は軽いとされる。

### コンペ

## 防火地域

都市計画法に基づく地域地区の一種。市街地での火災の危険を防ぐため、建築基準法と連動し、建築物の防火上の構造制限がかかる。

## ホルムアルデヒド

刺激臭のある無色の気体で発がん性が指摘されている。衣料、皮革製品、建築材料製造過程でも使用され、シックハウスの原因とも言われている。

## 【マ行】

### まちづくり条例

自治体が、市民の合意や協力を得ながら、良好なまちづくりを進めていくことを目的に制定する条例。

### 町家

概ね昭和 20 年以前に建てられた中心市街地の住宅で、多くは店舗や事業所などとの併用住宅である。一般的には間口が狭く奥行が長い短冊状の敷地に建ち、建物は接道接隣している。  
農家住宅

### ミスマッチ

あるものとあるものバランスが釣り合わないこと。「需要と供給の 」

### ミニ開発

農地、工場、大規模宅地等を小規模に分割し、戸建住宅を建設・供給する開発行為。開発単位が小さく個々の宅地も狭小な場合をいう。袋路状の位置指定道路を最低幅員で整備し、それに沿って区画を造成した形状のものが多いいわれている。

### 見守り

1 人暮らしの高齢者や身体障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、民生委員やボランティアの協力により、安否確認、福祉相談、話し相手などとしての活動を行うこと。

### 木造住宅密集市街地

老朽化した木造住宅が密集するとともに、道路、公園等が未整備である地域。延焼の危険性が高い、緊急時の避難に支障があるなど防災上、住宅や住環境上、さまざまな問題を抱えている。

### モータリゼーション

全国の道路網が整備され、市民の生活や物資の流通において自動車による移動や輸送が一般化した状態のこと。

## 【ヤ行】

### 予防介護

高齢者が要介護状態になることを防ぎ、心身機能の低下を少しでも防ぎながら健康な状態で生活を持続できるように、運動や趣味活動、人との交流など生きがいを持った生活を続けること。

## 【ラ行】

### ライフサイクル

就職・結婚・出産・育児・退職・配偶者の死亡など、誕生から死にいたる人の一生。人生の周期。生活周期。

### ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

### リサイクル・リユース・リデュース

「3R」と呼ばれ、リサイクルは再生利用、リユースは再使用、リデュースは減量のこと。

## 【アルファベット】

### N P O

**Non Profit Organization** (ノン・プロフィット・オーガニゼーション)の略で、民間非営利団体を言う。医療、福祉、環境保全、国際交流、災害復興、まちづくりなどさまざまな分野で活動し、平成10年3月に公布されたNPO法(特定非営利活動促進法)によって定義されている。

### P F I

**Private Finance Initiative** (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PFI手法で実施する。

### U J I ターン

地方圏への移動パターンをいうもので、Uターンは都市等に就学・就職していた人がふるさとに戻り暮らすことで、Jターンはふるさとでも出生地には戻らず、その地方の中核都市な

どに戻り暮らすこと、また、Iターンは都市等出身者が地方圏に就職・転職すること。

参考文献：

都市計画用語研究会編著：『全訂 都市計画用語事典』,株式会社ぎょうせい,1998.10

三船康道ほか：『まちづくりキーワード事典』,学芸出版社,1997.3

日本建築学会編：『建築学用語辞典 第2版』,岩波書店,1993.12